

No. 133(2013/10)

Shift.TV 事件ドイツ連邦最高裁判決

BGH, Urteil vom 22.4.2009- I ZR 216/06

BGH, Urteil vom 11.04.2013-I ZR 152/11

横山久芳（学習院大学教授）

1 事案の概要

本件は、ドイツにおいて放送番組の録画・視聴サービスが著作権法に違反するかどうか争われ、連邦最高裁が初めて判断を示した事例である。以下、事案の概要を説明する。

Xは放送事業者であり、テレビ番組の放送を行っている。Yは、“Shift.TV”という名称の、インターネット回線を通じてテレビ番組を録画・視聴するためのパーソナルビデオレコーダーを提供するサービス(以下、本件サービス)を行っている。本件サービスの内容は次の通りである。Yは、Xのテレビ番組を含むドイツ国内で受信可能な複数の放送局の放送番組を受信している。本件サービスに登録した者(以下、ユーザーという)は、Yから送付される電子番組表に基づき、Yが受信する放送番組の中から特定の番組を選択し、その録画を指示する。そうすると、当該番組が当該ユーザーのパーソナルビデオレコーダー上に録画される。ユーザーは、インターネット回線を通じて自己のパーソナルビデオレコーダー上に録画された番組を時間と場所を問わず任意に視聴することができる。パーソナルビデオレコーダーはYが管理するハードディスク上に存在し、各ユーザーに個別に割り当てられるものである。パーソナルビデオレコーダーに録画された放送番組には録画の指示を出したユーザーのみがアクセスすることができるようになっている。

Xは、本件サービスがXの著作隣接権(87条1項1号・2号)を侵害すると主張し、Yに対し、Xのテレビ番組の全部又は一部の複製、利用可能化、放送、及びオンラインストリーミングによる伝達の差止請求、及び、段階訴訟としての損害賠償のための情報提供の請求を行った(なお、Xはテレメディア州際協定違反による不正競争行為を理由とした差止請求をも行っているが、この点の紹介は割愛する)。

本件サービスについては、複数の観点から侵害の成否が争われている。第一に、ユーザーの指示に基づきパーソナルビデオレコーダー上に X の放送を録画する行為が複製権侵害に該当するかどうかという点、第二に、パーソナルビデオレコーダー上に録画物を蔵置し、ユーザーが当該録画物に任意にアクセスできる状態を作出する行為が利用可能化権の侵害となるかどうかという点、第三に、Y が衛星アンテナを介して X の放送を受信し、当該放送に係るデータをパーソナルビデオレコーダーに送信する行為が再放送権侵害となるかどうかという点、である。第一審(ライプチヒ地裁)は、複製権侵害及び利用可能化権侵害の成立を認め、X の請求を一部認容した。Y が控訴したところ、控訴審(ドレスデン高裁)は、一審判決を変更し、複製権侵害のみを認め、Y の控訴を棄却した。これに対し、Y が上告したところ、第 1 次上告審(ドイツ連邦最高裁)は、控訴審の複製行為主体の認定手法に誤りがあること、及び、控訴審の「再放送」概念の理解に誤りがあることを指摘し、複製権侵害及び再放送権侵害の成否を改めて検討させるために控訴審判決を破棄し、事件を原審に差し戻した。差し戻し後の第 2 次控訴審は、差し戻し前の第一審判決を変更し、複製権侵害を否定し、再放送権侵害を肯定する判断を示し、Y の控訴を棄却した。これに対し、Y が上告したところ、第 2 次上告審は、複製権侵害を否定した控訴審の判断を支持しつつ、再放送権侵害を認めた点について控訴審判決を破棄し、強制ライセンスの抗弁の成否を検討させるために、事件を原審に差し戻した。以下では、第 1 次・第 2 次上告審判決の内容を紹介する。

・・・ 以下目次 ・・・

2 判決

(1)第 1 次上告審判決

(2)第 2 次上告審判決

3 解説

(1)はじめに

(2)複製権侵害の成否について

(3)利用可能化権侵害の成否について

(4)再放送権侵害の成否について

(以上全 14 ページ)